

大和市条例第7号

大和市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第7号

大和市印鑑条例の一部を改正する条例

大和市印鑑条例（昭和51年大和市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「年齢15歳未満の者及び成年被後見人」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項第2号中「。（）」を「（）」に改め、「ならない。」の次に「。」を加える。

第12条第2項第4号を次のように改める。

- (4) 意思能力を有しない者となったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。